

奈良市公報

号外第4号 令和6年7月条例等

令和8年10月13日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
7	1	22	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
7	1	23	奈良市税条例の一部を改正する条例	市民税課、資産税課
7	1	24	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
7	1	25	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
7	1	26	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
7	1	27	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防局総務課
7	1	28	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	企業局下水道事業課
7	1	29	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	企業局企業総務課

規 則

月	日	番号	件名	主管
7	1	41	奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課

告 示

月	日	番号	件名	主管
7	17	381	奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
7	24	388	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱	廃棄物対策課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
7	2	4	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則	地域教育課
7	2	5	奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一条高等学校事務室

選 挙 管 理 委 員 会

令和8年10月13日
(火曜日)

奈良市公報

号外第4号

月	日	番号	件名
7	11	7	奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
7	11	8	奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

条**例**

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 22 号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年奈良市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市職員の育児休業等に関する条例第 7 条第 2 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 6 年 7 月 1 日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 23 号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 47 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 47 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 62 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 79 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「場合」の次に「又は市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合」を加え、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 158 条第 1 項中「第 701 条の 61 第 6 項」を「第 701 条の 61 第 7 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 10 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 62 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 24 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第 24 条の 2 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 24 号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 9 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 10 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 12 条の見出し、同条第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 12 条の 2 から第 12 条の 5 までを次のように改める。

第 12 条の 2 から第 12 条の 5 まで 削除

第 12 条の 5 の 2 を削る。

第 12 条の 6 を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第 12 条の 6 第 9 条の基礎賦課額は、65 万円を超えることができない。

第 12 条の 6 の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」

に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 12 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 12 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 12 条の 6 の 5 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 12 条の 6 の 6 から第 12 条の 6 の 9 までを次のように改める。

第 12 条の 6 の 6 から第 12 条の 6 の 9 まで 削除

第 12 条の 6 の 10 を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 12 条の 6 の 10 第 12 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、22 万円を超えることができない。

第 12 条の 7 第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 15 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を削り、「、第 12 条の 2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第 12 条の 6 の 6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第 12 条の 5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第 2 項中「、第 12 条の 2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第 12 条の 6 の 6」及び「若しくは第 12 条の 5」を削る。

第 16 条第 1 項中「又は第 12 条の 2」を削り、同条第 3 項中「又は第 12 条の 2」及び「又は第 12 条の 6 の 6」を削り、同条第 4 項中「又は第 12 条の 2」を削る。

第 16 条の 3 第 1 項中「又は第 12 条の 5」を削り、同条第 3 項中「又は第 12 条の 5」、「又は第 12 条の 6 の 8」及び「、第 12 条第 2 項」とあるのは「第 12 条の 6 の 5 第 2 項」とを削り、同条第 4 項第 1 号中「又は第 12 条の 5」を削り、同条第 6 項中「又は第 12 条の 5」、「又は第 12 条の 6 の 8」及び「、第 12 条第 2 項」とあるのは「第 12 条の 6 の 5 第 2 項」とを削る。

第 16 条の 4 第 1 項中「又は第 12 条の 2」を削り、同条第 3 項中「又は第 12 条の 2」及び「又は第 12 条の 6 の 6」を削り、同条第 4 項及び第 5 項中「又は第 12 条の 2」を削り、同条第 7 項中「又は第 12 条の 2」及び「又は第 12 条の 6 の 6」を削り、同条第 8 項中「又は第 12 条の 2」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日掲示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 25 号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和 60 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 備考第 5 項中「照明」を「小型照明」に改め、同表備考中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 主競技場（独占使用の場合に限る。）を大型照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に 30 分（30 分に満たないときは、30 分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。ただし、入場料の類を徴収しない場合の使用料は、当該使用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(1) 全部を点灯する場合 53,000 円

(2) 3 分の 2 を点灯する場合 35,000 円

(3) 2 分の 1 を点灯する場合 26,000 円

(4) 3 分の 1 を点灯する場合 17,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 26 号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号ク(ア)中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ク(イ)中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号ク(ウ)中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 27 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「9,100 円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(令和 6 年 7 月 1 日揭示済)

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 28 号

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年奈良市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 奈良市公共下水道事業の部都市計画公共下水道事業の項中「320,664」を「319,564」に、「143,465」を「143,155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 29 号

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年奈良市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）

規

則

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 41 号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市体育施設条例施行規則（平成 20 年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中

時 分から	☐ 全点灯
時間 分	☐ 3 分の 2 点灯
時 分まで	☐ 2 分の 1 点灯

を

「

時 分から	☐ 小型照明（ ☐ 全 灯 ☐ 2/3 ☐ 1/2）
時 分まで	☐ 大型照明（ ☐ 全灯 ☐ 2/3 ☐ 1/2 ☐ 1/3）

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市体育施設条例施行規則別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）

告

示

奈良市告示第 381 号

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱（平成 30 年奈良市告示第 481 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「570 円」を「580 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 17 日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和 6 年 7 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 388 号

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、生ごみ処理機を購入し、事業所に設置し、運用する事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、事業所から排出される生ごみの減量及び減容を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者が継続して事業の用に供するため市内に設けた、事務所、店舗、工場及び倉庫等の施設
- (2) 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後、又は供されず廃棄された物
- (3) 生ごみ処理機 生ごみを発酵、乾燥等の方法で分解することにより、減量又は減容することが可能な機械（デイスポーザを除く。）で市長が適当と認めた物

(対象事業者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する事業所において事業を営んでいること。
- (2) 購入した生ごみ処理機を事業所に設置し、適正に維持管理ができること。
- (3) 事業所から排出される生ごみを、当該事業所に設置された生ごみ処理機により分解させ、自ら適正に処理することができること。
- (4) 本市において入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等をいう。）に該当しないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、生ごみ処理機の購入価格（消費税及び地方消費税を含み、送料、手数料等の諸経費を除く。）の 3 分の 2 の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項に規定する助成金は、3,000,000 円を上限とする。

(助成金の交付申請等)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長が指定する日までに、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 購入しようとする生ごみ処理機（以下「購入機」という。）の設置場所に係る図面及び写真
- (2) 事業者が購入機の設置場所において事業を営んでいることを示す書類
- (3) 購入機の仕様が記載されたパンフレット等
- (4) 購入機の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請取下届出書（別記第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による申請の対象となる購入機は、申請日の属する年度の 2 月末日までに設置し、運用を開始するものでなければならない。

（助成金の交付決定等）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の可否を決定し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付（不交付）決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、助成金の交付決定後において前条第 1 項の規定による申請事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付変更申請書（別記第 4 号様式）に同項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

3 申請者は、助成金の交付決定後において当該交付を辞退しようとするときは、速やかに奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付辞退届出書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 助成金の交付決定を受けた事業者（以下「対象者」という。）は、購入機の運用を開始したときは、当該開始の日から 30 日以内に奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金実績報告書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入機の購入に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 購入機の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付決定に係る内容に適合したものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金確定通知書（別記第 7 号様式）により対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第 9 条 対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受領した日から 15 日以内に奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付請求書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、対象者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 購入機の運用を交付申請日の属する年度の 2 月末日までに開始できなかったとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

（助成金の返還命令）

第 11 条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、対象者に対し、奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金返還命令書（別記第 9 号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（処分の制限）

第 12 条 対象者は、この要綱により助成金の交付を受けた生ごみ処理機（以下「助成機」という。）を運用開始した日の属する年度の終了後 5 年を経過する前において処分しようとするときは、あらかじめ奈良市事業系生ごみ処理機財産処分承認申請書（別記第 10 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第 13 条 対象者は、助成機の購入及び助成に係る関係書類を、助成機を運用開始した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(運用状況の報告)

第 14 条 対象者は、助成機を運用開始した日の属する年度及び当該年度の翌年度から 5 年度分の奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金運用状況報告書（別記第 11 号様式）を各年度終了日から 30 日以内に市長に提出しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第 15 条 対象者は、助成機を運用開始した日の属する年度の終了後 5 年を経過するまでの間は、助成機を助成金の交付の目的に反した運用若しくは運用の休止又は譲渡、交換、貸与若しくは担保に供してはならない。

(調査)

第 16 条 市長は、この要綱の施行に必要なときは、助成機の運用状況等を確認するため、設置場所において調査することができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、奈良市が同要綱に基づく申請の審査及び目的を達成するために必要な限度において、①同要綱第3条各号に掲げる事由の有無に関する調査及び②同要綱第16条の調査を実施することについて同意します。

〔申請事項〕

事業年度	年度
助成金の名称	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
生ごみ処理機（製品）本体の購入金額 （消費税及び地方消費税含む。）	円
製品の設置場所並びに事業所の名称及び業種	〔設置場所〕 奈良市 〔名称〕 〔業種〕
事業所に係る生ごみの排出量	リットル（直近3ヶ月平均）
助成金申請額	円
購入（予定）製品名	
製品製造会社	
製品処理容量	リットル
事業開始（製品運用）予定日	年 月 日
添付書類	(1) 購入しようとする生ごみ処理機（購入機）の設置場所に係る図面及び写真 (2) 事業者が購入機の設置場所において事業を営んでいることを示す書類 (3) 購入機の仕様が記載されたパンフレット等 (4) 購入機の見積書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

〔主務課処理欄（申請者は記入しないこと。）〕

主務課受付日	年 月 日
当該申請に係る整理番号	

※1：整理番号は受付時以降に主務課から申請者に伝達する。

※2：申請者は主務課から伝達された整理番号を管理しなければならない。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付申請取下届出書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

〔届出（取下）事項〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
				奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
交	付	申	請	日
				年 月 日

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市長

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付（不交付）決定通知書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

〔決定事項〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
交	付	申	請	日
決	定	事	項	交付・不交付
助	成	金	交	付
不	交	付	の	場
交	付	の	場	合
の	場	合	の	理
場	合	の	理	由

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付変更申請書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

[変更申請事項]

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
交	付	決	定	日
当	該	変	更	申 請 項 目

※変更申請項目について必要に応じ適宜追加すること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付辞退届出書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

〔届出（辞退）事項〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
				奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
交	付	決	定	日
				年 月 日

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金実績報告書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

〔実績報告事項〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
交	付	決	定	日
事	業	開	始	(製品運用) 日
添付書類	(1) 運用を開始した生ごみ処理機（購入機）の購入に係る契約書及び領収書の写し (2) 購入機の設置状況が分かる写真 (3) その他市長が必要と認める書類			

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市長

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金確定通知書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

〔確定した助成金に係る事項〕

整 理 番 号	
事 業 年 度	年度
助 成 金 の 名 称	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
交 付 決 定 日	年 月 日
事 業 開 始 (製 品 運 用) 日	年 月 日
助 成 金 交 付 確 定 額	円

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付請求書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

〔請求助成金〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
				奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
助成金交付確定額（請求金額）				円

〔助成金振込先〕

金融機関				預金種別	口座番号
銀行 農協 信金	本店			普通（総合）	
	支店			当座	
	店番号			フリガナ	
				口座名義人	

第9号様式(第11条関係)

年 月 日

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市長

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金返還命令書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を命じます。

〔返還金に係る事項〕

整	理	番	号	
事	業	年	度	年度
助	成	金	の	名 称
返	還	金	額	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金
返	還	期	限	円
返	還	す	べ	年 月 日
返	還	す	べ	き 理 由

第10号様式(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金財産処分承認申請書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

〔申請対象〕

整	理	番	号							
事	業	年	度	年度						
助	成	金	の	名 称	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金					
処	分	方	法							
処	分	予	定	日	年 月 日					
処	分	せ	ざ	る	を	得	な	い	理 由	

第11号様式(第14条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金運用状況報告書

奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

〔報告対象〕

整	理	番	号			
事	業	年	度	年度		
助	成	金	の	名 称	奈良市事業系生ごみ処理機購入助成金	
事	業	開 始	(製 品 運 用)	日	年 月 日	
報	告	対	象	年 度	年度	
報	告	対	象	年 度	処 理 量	リットル

(令和6年7月24日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 4 号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表済美バンビーホームの項中「162 人」を「160 人」に改め、同表富雄北バンビーホームの項中「139 人」を「183 人」に改め、同表左京バンビーホームの項中「58 人」を「127 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 2 日揭示済)

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 2 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 5 号

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例施行規則（平成 25 年奈良市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「一条高等学校入学考査料納入通知書（別記第 3 号様式）又は現金」を「電子情報処理組織を使用する方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入学考査料の徴収において、電子情報処理組織を使用する方法によることができない場合は、現金又は奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条第 1 項に規定する納入通知書により徴収することができる。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 奈良市立高等学校附属中学校の入学考査料については、前項の規定（入学考査料に係る部分に限る。）を準用する。
別記第 3 号様式及び第 4 号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 7 月 2 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 7 号

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 7 月 11 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植 田 茂

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会規程（昭和 41 年奈良市選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 組織（第 1 条―第 8 条の 2）

第 2 章 会議 (第 9 条—第 13 条)

第 3 章 委員長の職務権限 (第 14 条・第 15 条)

第 4 章 削除

第 5 章 文書の処理 (第 17 条—第 19 条)

第 6 章 告示及び公印 (第 20 条—第 22 条)

附則

第 2 条第 1 項中「委員長」を「法第 187 条第 1 項の規定による委員長」に、「無記名投票」を「委員による無記名投票」に、「ものをもつて」を「者をもつて」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、有効投票の最多数を得た者が複数あるときは、くじで当選者を定める。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の選挙において、無効投票については公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 68 条第 1 項の規定を準用するものとし、投票の効力の決定は委員会が行う。

第 2 条第 3 項中「第 1 項」を「、第 1 項」に改め、同条第 4 項中「指名推選の方法を用いる場合において」を「前項の規定により第 1 項の選挙を行う場合について」に、「もつて」を「もつて」に、「あつた」を「あった」に改める。

第 1 章中第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(事務局の設置)

第 8 条の 2 委員会に関する事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 条第 2 項中「議題」を「会議に付議すべき事件」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「前項の規定による付議をできなかった事件があるとき、又は委員会」に改め、同条第 4 項中「、委員」を「委員」に改める。

第 10 条中「あつては」を「あっては」に、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改める。

第 12 条中「書記」を「事務局」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の会議録には、委員長が署名しなければならない。

第 4 章を次のように改める。

第 4 章 削除

第 16 条 削除

第 19 条中「編纂」を「編集」に、「奈良市文書取扱規程 (昭和 23 年奈良市訓令甲第 2 号) の例による。」を「奈良市行政文書管理規則 (令和 4 年奈良市規則第 11 号) 及び奈良市行政文書管理規程 (令和 4 年奈良市訓令甲第 1 号) の規定を準用する。」に改める。

第 20 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 21 条を次のように改める。

(公印の様式)

第 21 条 委員会及び委員長の公印は、別表のとおりとする。

2 委員長に事故があるため、又は委員長が欠けたため、法第 187 条第 3 項の規定により委員長が指定した委員がその職務を代理する場合においては、委員長の公印を使用し、職務代理者の職印は調製しないものとする。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(公印の取扱い)

第 22 条 公印の取扱いについては、奈良市公印規則 (昭和 25 年奈良市規則 12 号) の規定を準用する。

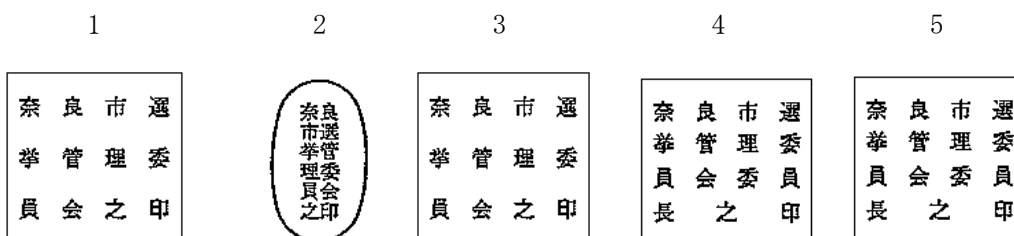
附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 21 条関係)

公印名	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数
委員会印	1	てん書	方 24	委員会名をもって発する文書	1
委員会印	2	てん書	小判形 縦 12 横 9	選挙事務用	12

印刷等専用委員会印	3	てん書	方 24	印刷及び電算処理用	1
委員長印	4	てん書	方 24	委員長名をもって発する文書	1
印刷等専用委員長印	5	てん書	方 24	印刷及び電算処理用	1

ひな形



附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

(令和 6 年 7 月 11 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 8 号

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 7 月 11 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

奈良市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会事務局規程（昭和 41 年奈良市選挙管理委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条第 2 項」を「第 8 条の 2 第 3 項」に改める。

第 3 条総務係の部分の第 5 号中「、例規」を「及び例規」に改め、同部分の第 7 号中「、発送」を「及び発送」に改め、同条選挙第二係の部分の第 2 号中「、資材」を「及び資材」に改める。

第 4 条第 1 項中「事務局に」を「事務局に事務局長のほか、」に改め、同項中「事務局長次長」を「次長」に改める。

第 6 条第 5 号中「、欠勤」を「及び欠勤」に改め、同条第 6 号中「軽易な事件の」を「定例又は軽易な」に改め、「回答」の次に「及び通知」を加える。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

(令和 6 年 7 月 11 日揭示済)